

北九州市地域福祉計画の中間フォローアップについて

「北九州市の地域福祉 2011～2020（地域福祉計画）」策定後に行われた関係法律の施行や改正等を踏まえ、計画期間の前半 5 年間の取り組みを振り返り、今後、充実強化すべき取り組み等を検討するため、中間フォローアップを行うもの。

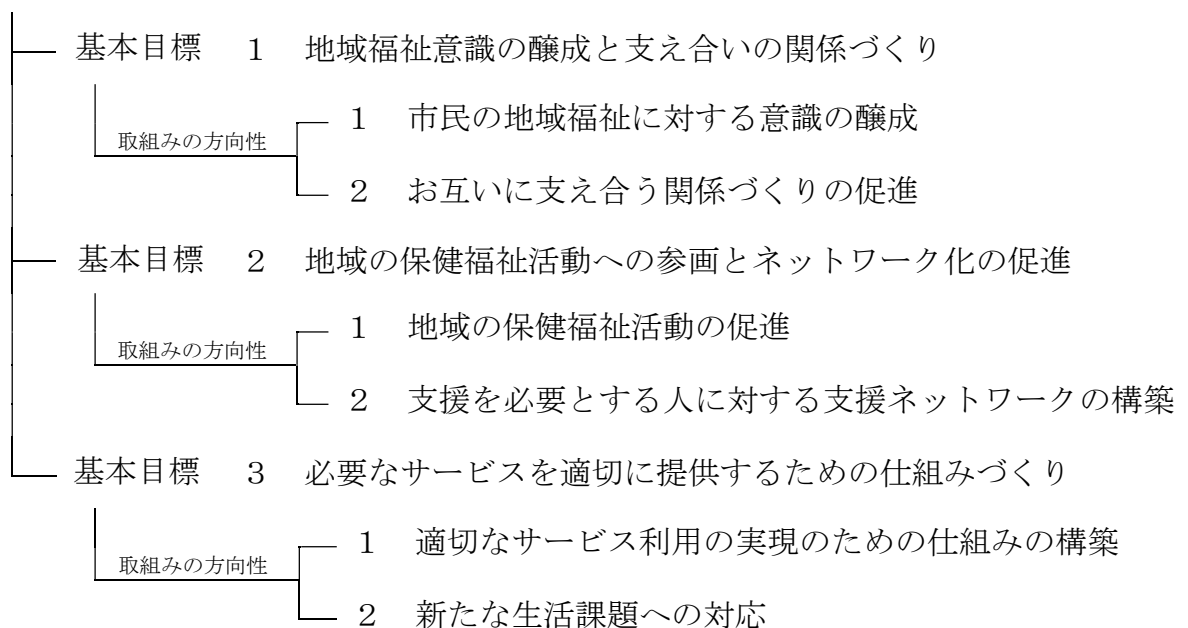
1 計画の位置づけ

- (1) 社会福祉法第 107 条に基づく地域福祉計画
- (2) 市政運営の基本方針である「元気発進！北九州」プランの分野別計画
- (3) 高齢者支援計画、障害者支援計画、健康づくり推進プラン、子どもプラン等の個別福祉計画の根底の理念やフレームワークを定めるもの
- (4) 地域福祉の推進のため、市、地域住民、地域活動団体、社会福祉事業者、社会福祉協議会等が地域において取り組むべき基本的事項を定めるもの

2 計画期間 平成 23 年度～32 年度（10 年間）

3 計画の体系

基本理念 “市民一人ひとりがきずなを結び 共に支え合う地域福祉のまちづくり”



4 計画の基本的な考え方

- (1) 地域福祉を構成する基本的な概念である自助・共助・公助の定義を明確にし、それぞれの役割や連携・協働の必要性などを明記。
- (2) 地域を構成する様々な関係者を、①「個人・家庭・地域住民」、②「地域活動団体・社会福祉事業者など」、③「社会福祉協議会」、④「市」の4つの主体に整理し、それぞれに担う役割や期待される取組を明記。
- (3) これまでに整備されてきた拠点（市民センター・地域包括支援センターなど）や人的基盤・ネットワーク（各区保健・医療・福祉・地域連携推進協議会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員、いのちをつなぐネットワーク）などを活用し、さらなる展開を目指す。

5 フォローアップの視点

国の「高齢社会対策大綱」に規定された「『高齢者』の捉え方の意識改革」、「全員参加型社会」の推進、「地域包括ケアシステム」の構築、計画策定後に施行された「生活困窮者自立支援法」、「子ども貧困対策法」、「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」、「改正難病法」などを踏まえ、平成 32（2020）年度の計画終了期間までに充実強化すべき取り組みについて検討を行う。

6 「北九州市地域福祉計画推進懇話会」の設置

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会関係者や学識経験者、高齢・障害・子ども・貧困家庭等の支援活動を行っている者、学生などから構成される「北九州市地域福祉計画推進懇話会」の意見を聴きながら、フォローアップ作業を進める。

7 スケジュール（予定）

- (1) フォローアップの実施・懇話会の開催・・・平成 28 年 8 月～平成 29 年 2 月
- (2) フォローアップ結果の常任委員会報告・・・平成 29 年 2 月議会議中

以下は、計画の改定が必要となった場合

- (3) 計画改定素案の常任委員会報告・・・・・・・・・・平成 29 年 2 月議会議中
- (4) 計画改定素案のパブリックコメント・・・・・・・・・・平成 29 年 4 月
- (5) パブリックコメントの結果の常任委員会報告・・・平成 29 年 5～6 月
- (6) 計画改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成 29 年 6 月